

広島市東区選挙管理委員会告示第7号

令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏